



青色申告会が運営する安心の制度

全青色共済

会員同士の助け合い制度です

2023年度の給付金(保険金) お支払額は全国で **約8,699万円!**



新規加入時の年令 ▶ 14才6ヵ月超～60才6ヵ月以下の方

基本コース >>

2～3ページをご覧ください

新規加入時の年令 ▶ 60才6ヵ月超～70才6ヵ月以下の方

ゆとりコース >>

4～5ページをご覧ください

お申し込み、ご相談は

12月保障(補償)開始は2025年12月1日

申込締切日 **2025年11月14日(金)**

保険(補償)期間

生保分 2025年12月1日～2026年11月30日

損保分 2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時

※保障(補償)開始日の開始時間は損保引受分が午後4時から、それ以外の生保引受分・自家共済分が午前0時からとなります。

6月保障(補償)開始は2026年6月1日

申込締切日 **2026年5月15日(金)**

保険(補償)期間

生保分 2026年6月1日～2027年5月31日

損保分 2026年6月1日午後4時～2026年12月1日午後4時

※保険期間2025年12月1日午後4時から2026年12月1日午後4時の保険契約への中途加入となります。

*この制度にご加入の際には、このパンフレットと併せて別冊「特に重要なお知らせ(2025年12月・2026年6月保障(補償)開始用)」(下記2次元コードにてご参照ください)の内容も必ずご確認ください。

*当制度は、青色申告会の会員とご家族、専従者、従業員の皆さまのみを対象としています。一般の方は、ご加入できません。

全国青色申告会総連合共済会 一般社団法人 全国青色申告会総連合

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご注意事項」、「ご加入内容確認事項」等は、別冊「特に重要なお知らせ(2025年12月・2026年6月保障(補償)開始用)」として右の二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただけますようお願いいたします。PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



自家共済引受団体 全国青色申告会総連合共済会 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3233-0151
無配当定期保険引受保険会社 大樹生命保険(株)公共・広域法人営業部 東京都千代田区大手町2-1-1 TEL 03-6831-8840
団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)広域法人部営業第1課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6692
団体総合生活補償保険代理店・扱者 (株)ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

もしも事故にあわれたら

ご所属の青色申告会を通して、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

Check! / 保障(補償)開始

2025年12月1日スタート申込時






昭和40年6月2日～平成23年6月1日生まれの方

2026年6月1日スタート申込時

昭和40年12月2日～平成23年12月1日生まれの方

※2017年12月1日以前からご加入されている方は、基本コースの保障(補償)内容での更新となります。

で保障(補償)が大きく広がります!

日常生活賠償特約	病気の場合		火災に遭った場合	花輪代高度障害見舞金
	死亡	入院した場合		
 <p>賠償費用として</p> <p>日常の偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって被った「保険金支払対象となる損害」</p>	 <p>胃ガンにより死亡</p> <p>疾病により死亡したとき(または高度障害状態になったとき、ただし75才6ヵ月超は除く)</p>	 <p>肺炎のため入院</p> <p>疾病により入院したとき</p>	 <p>事務所で火事</p> <p>火災による損害額が3万円以上のとき</p>	 <p>花輪代として</p> <p>死亡したとき(花輪代)高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)</p>
<p>1口あたり</p> <p>1,000万円 限度</p> <p>特のみ</p> <p>主な支払対象事故</p> <p>①住宅の所有・使用等に起因するもの</p> <p>②自転車事故等被保険者の日常生活に起因するもの</p> <p>③他人の身体の障害や他人の財物の損壊についてのもの</p>	<p>300万円 共のみ</p> <p>200万円 共のみ</p> <p>100万円 注 共のみ</p> <p>50万円 共のみ</p> <p>30万円 共のみ</p> <p>特別弔慰金 10万円 共のみ</p> <p>75才6ヵ月超終身</p>	<p>1日あたり 1,000円 共のみ</p> <p>10日以上30日まで</p> <p>※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付</p> <p>※年度内30日限度</p>	<p>20万円</p> <p>共10万円 特10万円☆</p> <p>※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。</p>	<p>1万円 共のみ</p>
	<p>特別弔慰金は病気・災害を問わず終身保障です。特別弔慰金は加算金を支払う場合があります。☆高度障害は対象外</p>			
	<p>注 年齢が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性で10万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性で20万円の減額給付となります。</p>			

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

加入資格

- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。(*)加入申込書の加入者氏名(被保険者ご本人)欄に記載の方をいいます。
- ※ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
- 加入できる年齢が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

2025年12月1日スタート申込時

全青色共済	【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和40年6月2日～平成23年6月1日生	
傷害特約*	3口まで可	【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和35年6月2日～平成23年6月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和30年6月2日～昭和35年6月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和25年6月2日～昭和30年6月1日生

2026年6月1日スタート申込時

全青色共済	【14才6ヵ月超60才6ヵ月以下】 昭和40年12月2日～平成23年12月1日生	
傷害特約*	3口まで可	【14才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和35年12月2日～平成23年12月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和30年12月2日～昭和35年12月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和25年12月2日～昭和30年12月1日生

※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。

- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日時点の年齢に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年齢が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
- 傷害特約を2口以上ご加入の場合、年齢によって保険金額が一部口数倍とならない補償があります。2口以上の保険金額については6ページの「お支払いする保険金の額(傷害特約)」をご参照ください。
- お申込人となる方は青色申告会会員に限ります。

お申込み方法等

- 加入申込書に必要な事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
- 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
- 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

脱退(解約)日

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。なお、脱退(解約)による解約返れい金はありません。

加入できない方

- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病

告会総連合共済会(以下、共済会)の自家共済と大樹生命保険株式会社(以下、大樹構成)の詳細は7～8ページ、別冊1～2ページ「全青色共済に関するご注意事項」、自家共済(上記☆部分)と、それ以外は三井住友海上の団体総合生活補償保険(MS&AD「ご注意事項」)をご確認ください。



全青色共済(傷害特約付)の保障(補償)

月額換算 **2,250円** (共済共 **1,000円** 傷害特約特 **1,250円**(1口))

給付金(保険金)の種類	ケガの場合						
	死亡(不慮の事故)	死亡(天災)	後遺障害になった場合	入院した場合	通院した場合	手術した場合	
給付金(保険金)をお支払いする場合(例)							
年齢 12/1スタート分 12/1時点の年齢 6/1スタート分 6/1時点の年齢	不慮の事故によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで死亡したとき(または高度障害状態になったとき)ただし、損害保険には高度障害はありません。	不慮の事故によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガがもとで後遺障害1～14等級になったとき	不慮の事故によるケガのため入院したとき	不慮の事故によるケガのため通院したとき	不慮の事故によるケガのため手術を受けたとき
60才6ヵ月超～ 65才6ヵ月以下	700万円 共 150万円 特 550万円	425万円 共 150万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 650～26万円 共 100～4万円 特 550～22万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払 + 1日あたり 1,000円 共のみ 5日以上30日まで ※連続して5日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	1日あたり 1,500円 特のみ 事故の日から数えて180日以内で最高90日まで1日目から支払	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円 特のみ
65才6ヵ月超～ 75才6ヵ月以下	680万円 共 130万円 特 550万円	405万円 共 130万円 特 275万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	後遺障害の程度に応じて 375～15万円 共 100～4万円 特 275～11万円	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払		
75才6ヵ月超～ 80才6ヵ月以下	550万円 特のみ	275万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ	後遺障害の程度に応じて 275～11万円 特のみ	1日あたり 3,000円 特のみ 事故の日から数えて1,095日以内で最高180日まで1日目から支払		

引受団体・保険会社	全青色共済	生保	○	○	-	-	-	-
		損保	○	○	○	○	-	-
	傷害特約	自家共済	○	○	-	-	○	-
		自家共済	○	○	○	○	○	○
		自家共済	-	-	-	-	-	






上記給付金額は、①全青色共済制度と②傷害特約制度のそれぞれの金額ならびに合算した金額を記載しております。各制度については、2～3ページ下段をご参照ください。

Check! /
保障(補償)開始

2025年12月1日スタート申込時 昭和30年6月2日～昭和40年6月1日生まれの方
2026年6月1日スタート申込時 昭和30年12月2日～昭和40年12月1日生まれの方

※2017年12月1日以前からご加入されている方は、2～3ページの基本コースで継続加入となりますのでご注意ください。

で保障(補償)が大きく広がります!

日常生活 賠償特約	病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害 見舞金
	死亡	入院した場合		
 賠償費用として 日常の偶発な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによって被った「保険金支払対象となる損害」	 胃ガンにより死亡	 肺炎のため入院	 事務所で火事	 花輪代として
1口あたり 1,000万円 限度 特のみ 主な支払対象事故 ①住宅の所有・使用等に起因するもの ②自転車事故等被保険者の日常生活に起因するもの ③他人の身体の障害や他人の財物の損壊についてのもの	疾病により死亡したとき (または高度障害状態になったとき)	疾病により入院したとき	火災による損害額が3万円以上するとき	死亡したとき(花輪代)高度障害状態になったとき(高度障害見舞金)
	50万円 共のみ	1日あたり 1,000円 共のみ	20万円 共 10万円 特 10万円☆	1万円 共のみ
	30万円 共のみ	10日以上30日まで ※連続して10日以上入院のとき1日目にさかのぼって給付 ※年度内30日限度	※加入申込書に記載された事業所または住民票が取得できる住所に所在する不動産等が対象となります。	

全青色共済ならびに傷害特約にご加入されるにあたって

加入資格

- この制度で加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、加入時現在、正常に勤務している青色申告会会員、専従者、従業員および会員の同居の親族※です。(*)加入申込書の加入者氏名(被保険者ご本人)欄に記載の方をいいます。
※ここでいう同居の親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族です。
- 加入できる年齢が全青色共済と傷害特約とで異なりますのでご注意ください。

2025年12月1日スタート申込時

全青色共済	【60才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和30年6月2日～昭和40年6月1日生	
傷害特約*	3口まで可	【60才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和35年6月2日～昭和40年6月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和30年6月2日～昭和35年6月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和25年6月2日～昭和30年6月1日生

2026年6月1日スタート申込時

全青色共済	【60才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和30年12月2日～昭和40年12月1日生	
傷害特約*	3口まで可	【60才6ヵ月超65才6ヵ月以下】 昭和35年12月2日～昭和40年12月1日生
	2口まで可	【65才6ヵ月超70才6ヵ月以下】 昭和30年12月2日～昭和35年12月1日生
	1口	【70才6ヵ月超75才6ヵ月以下】 昭和25年12月2日～昭和30年12月1日生

- ※ご加入いただける最大口数は加入者の生年月日により異なります。
- 傷害特約は最高3口まで加入できます。継続してご加入いただく場合、最初の補償開始日(12月1日または6月1日)を基準とし、基準日時点の年齢に応じて上記の加入口数制限で規約により減口されますので、ご了承ください。また、基準日時点の年齢が80才6ヵ月を超えた時に、傷害特約は規約により脱退となります。
- 傷害特約を2口以上ご加入の場合、年齢によって保険金額が一部口数倍とならない補償があります。2口以上の保険金額については6ページの「お支払いする保険金の額(傷害特約)」をご参照ください。
- 共済部分は基準日時点の年齢が75才6ヵ月を超えたとき規約により脱退となります。
- お申込人となれる方は青色申告会会員に限ります。

お申込み方法等

- 加入申込書に必要事項を記入・押印し、6ヵ月分の会費・掛金を添えて、ご所属の青色申告会にお申し込みください。
- 共済会費・傷害特約掛金(共済会費+保険料)は原則として半年ごとに6ヵ月分の前納です。所属の青色申告会によっては口座振替により収納することがあります。
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)に記載しています。お申込みされる前に必ずお読みください。
- 加入者(被保険者=保障(補償)の対象者)が事業主(申込人)と異なる場合には、このパンフレットおよび別冊に記載されている重要な事項を加入者(被保険者)にも必ずご説明ください。

脱退(解約)日

- 脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は保障(補償)が継続されます。なお、脱退(解約)による解約返れい金はありません。

加入できない方

- 次の病気で過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院・服薬・治療を受けたことがある方は全青色共済にご加入いただけません。

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病

全青色共済・傷害特約 各種保障(補償)内容

お支払いする保険金の額(全青色共済)

※お支払いする保険金の額(全青色共済)の内訳については、7ページ「全青色共済に関するご注意事項」の「引受部分(お支払いする保険金の額)の内訳について」をご覧ください。

基本コース	ケガの場合			病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
	死亡した場合	後遺障害になった場合	入院した場合	死亡した場合	入院した場合		
14才6ヵ月超 40才6ヵ月以下	500万円	200~8万円	1日あたり 1,000円	300万円	1日あたり 1,000円	10万円	1万円
40才6ヵ月超 50才6ヵ月以下	300万円	100~4万円		200万円			
50才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	200万円 ^(注)			100万円 ^(注)			
65才6ヵ月超 70才6ヵ月以下	150万円			50万円			
70才6ヵ月超 75才6ヵ月以下	130万円			30万円			
75才6ヵ月超 終身	特別弔慰金 10万円 75才6ヵ月超終身	—	—	特別弔慰金 10万円 75才6ヵ月超終身	(注) 年令が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性で10万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性で20万円の減額給付となります。		

ゆとりコース	ケガの場合			病気の場合		火災に 遭った場合	花輪代 高度障害見舞金
	死亡した場合	後遺障害になった場合	入院した場合	死亡した場合	入院した場合		
60才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	150万円	100~4万円	1日あたり 1,000円	50万円	1日あたり 1,000円	10万円	1万円
65才6ヵ月超 75才6ヵ月以下	130万円			30万円			

お支払いする保険金の額(傷害特約)

傷害特約は「火災見舞金」が共済会の自家共済、それ以外は団体総合生活補償保険(三井住友海上)による補償で構成されています。なお、加入口数による保険金の額は以下のとおりです。

口数(掛金月額)		1口(1,250円)	2口(2,500円)	3口(3,750円)
加入できる年令		14才6ヵ月超~ 75才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超~ 70才6ヵ月以下の方	14才6ヵ月超~ 65才6ヵ月以下の方
傷害 死亡保険金	下記以外の事故	550万円	1,100万円	1,650万円
	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故	275万円	550万円	825万円
傷害 後遺障害 保険金	下記以外の事故	65才6ヵ月以下の方		
		550~22万円	1,100~44万円	1,650~66万円
	65才6ヵ月超の方	275~11万円	550~22万円	—
	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故	275~11万円	550~22万円	825~33万円
傷害入院保険金日額		3,000円	6,000円	9,000円
傷害手術保険金		入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍/入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額		1,500円	3,000円	4,500円
日常生活賠償保険金(日常生活賠償特約)		1,000万円限度	2,000万円限度	3,000万円限度
<p>日常生活において他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償する特約。</p> <p>① 保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>② 日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(*)を運行不能^(**)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅^(***)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (**) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (***) 敷地内の動産および不動産を含みます。 ※日本国内での事故については示談交渉サービスが付きます。</p>				
共済	火災見舞金	〈75才6ヵ月以下の方〉加入者1人あたり 10万円		

※保険料の内訳は別冊5ページをご参照ください。

1 全青色共済ならびに傷害特約に共通するご注意事項

給付金(保険金)のお支払い

- 弔慰金、見舞金等給付金(保険金)の支払事由が発生したときは、ただちにご所属の青色申告会を通して引受保険会社・代理店・扱者へご一報ください。お支払いの手続きにつきまして詳しくご案内いたします。
- 請求書類一式はご所属の青色申告会に備えてあります。
- 給付金(保険金)支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

その他ご注意事項

- 保障(補償)内容、会費(掛金)、保障(補償)金額、保障(保険)期間等の詳細について別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)や当パンフレットの記載事項により、専従者、従業員を含む申込者全員のご意向に合致していることを確認のうえ、ご加入をお申込みください。
<自動継続の取扱いについて>
- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたコース・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
※なお、団体総合生活補償保険引受部分については保険期間は2025年12月1日午後4時(6月補償開始の場合は2026年6月1日午後4時)から2026年12月1日午後4時までで、その後は1年間の保険期間で自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
- 保障(保険)期間は保障(補償)開始日より1年間です。保険金請求状況等によっては、保障(保険)期間終了後、継続加入できないことや保障(補償)内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご加入の内容は、全国青色申告会総連合共済会における共済会会則・規約ならびに引受保険会社における保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、ご所属の青色申告会あるいは引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。なお、加入者証の発行は、団体取扱いのため、保障(補償)開始からお届けまでに一定期間を要します。また、全青色共済と傷害特約とで加入者証が異なりますのでご注意ください。

2 全青色共済に関するご注意事項

全青色共済は、①共済会の自家共済と②大樹生命の無配当定期保険と③三井住友海上の団体総合生活補償保険で構成される制度です。保障(補償)内容・保険(給付)金額・保険期間、会費(保険料)等の詳細について、別冊「特に重要なお知らせ」(契約概要のご説明、注意喚起情報のご説明)や当パンフレットにより、申込者全員のご意向に合致していることをご確認ください。

引受部分(お支払いする保険金の額)の内訳について

全青色共済の給付内容に含まれる自家共済、無配当定期保険(大樹生命)ならびに団体総合生活補償保険(三井住友海上)の保険金の額(給付金額)は以下のとおりです。

基本コース	災害弔慰金 ※1			災害見舞金 ※2		弔慰金・見舞金		入院見舞金(災害・病気)	火災見舞金	花輪代
	三井住友海上	大樹生命	自家共済	三井住友海上	大樹生命	自家共済	自家共済	自家共済	自家共済	
14才6ヵ月超 40才6ヵ月以下	200 ^{※3} 万円	290万円	10万円	200~8 ^{※3} 万円	290万円	10万円	1,000円	10万円	1万円	
40才6ヵ月超 50才6ヵ月以下	100 ^{※3} 万円	190万円	10万円	100~4 ^{※3} 万円	190万円	10万円				
50才6ヵ月超 65才6ヵ月以下		90 ^{※4} 万円	10万円		90 ^{※4} 万円	10万円				
65才6ヵ月超 70才6ヵ月以下		45万円	5万円		45万円	5万円				
70才6ヵ月超 75才6ヵ月以下		27万円	3万円		27万円	3万円				
75才6ヵ月超 終身	75才6ヵ月を超える場合には、災害・病気を問わず、死亡したとき、自家共済により10万円の特別弔慰金を給付します。なお、76才6ヵ月を超える場合には、加算金を追加給付することがあります。									

ゆとりコース	災害弔慰金 ※1			災害見舞金 ※2		弔慰金・見舞金		入院見舞金(災害・病気)	火災見舞金	花輪代
	三井住友海上	大樹生命	自家共済	三井住友海上	大樹生命	自家共済	自家共済	自家共済	自家共済	
60才6ヵ月超 65才6ヵ月以下	100 ^{※3} 万円	45万円	5万円	100~4 ^{※3} 万円	45万円	5万円	1,000円	10万円	1万円	
65才6ヵ月超 75才6ヵ月以下		27万円	3万円		27万円	3万円				

※1 生保は死亡・高度障害保険金、損保は傷害死亡保険金です。損保では既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額(14才6ヵ月超40才6ヵ月以下は200万円、40才6ヵ月超75才6ヵ月以下は100万円)から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。

※2 傷害後遺障害保険金です。既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額(14才6ヵ月超40才6ヵ月以下は200万円、40才6ヵ月超75才6ヵ月以下は100万円)から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。

※3 「天災危険補償特約」がセットされています。

※4 年令が62才6ヵ月超63才6ヵ月以下の男性は80万円、63才6ヵ月超65才6ヵ月以下の男性は70万円となります。

●無配当定期保険の保険料

・共済会費6,000円(6か月分)には下表(基本コースとゆとりコース別)の通り無配当定期保険の保険料が含まれています。

(単位:円)

基本コース	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性
	15	2,967	2,816	25	3,706	3,083	35	3,924	3,605	45	3,696	3,078	55	3,087	2,241	65	4,703	3,238
	16	3,083	2,848	26	3,689	3,083	36	4,008	3,706	46	3,893	3,222	56	3,275	2,314	66	3,230	1,692
	17	3,236	2,900	27	3,689	3,118	37	4,144	3,808	47	4,114	3,409	57	3,484	2,377	67	3,449	1,783
	18	3,370	2,949	28	3,706	3,135	38	4,295	3,924	48	4,368	3,585	58	3,713	2,461	68	3,694	1,899
	19	3,503	2,984	29	3,724	3,167	39	4,463	4,008	49	4,655	3,773	59	3,969	2,565	69	3,976	2,037
	20	3,587	2,999	30	3,756	3,202	40	4,649	4,109	50	4,940	3,939	60	4,256	2,685	70	4,302	2,201
	21	3,657	3,033	31	3,773	3,268	41	3,156	2,747	51	2,492	1,939	61	4,569	2,805	71	2,813	1,441
	22	3,671	3,051	32	3,790	3,352	42	3,287	2,814	52	2,633	2,022	62	4,909	2,920	72	3,081	1,584
	23	3,689	3,068	33	3,825	3,419	43	3,409	2,869	53	2,779	2,101	63	4,688	3,024	73	3,391	1,745
24	3,724	3,068	34	3,874	3,521	44	3,542	2,956	54	2,930	2,179	64	4,398	3,123	74	3,751	1,925	
															75	4,176	2,121	

(単位:円)

ゆとりコース	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性	保険 年齢	男性	女性
	61	2,285	1,403	64	2,827	1,562	67	2,069	1,070	70	2,581	1,321	73	3,391	1,745
	62	2,454	1,460	65	3,023	1,619	68	2,216	1,139	71	2,813	1,441	74	3,751	1,925
	63	2,637	1,512	66	1,938	1,015	69	2,385	1,222	72	3,081	1,584	75	4,176	2,121

●ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「契約概要のご説明」、「注意喚起情報のご説明」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さま全員のご意向(ニーズ)に合致しているかをお申し込み前にご確認のうえ、お申し込みください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。



金融庁の公的保険ポータルはこちら

(大樹-KB-2025-225)

●傷害特約に関する補償対象外となる運動等、補償対象外となる職業について

補償対象外となる運動等	補償対象外となる職業
山岳登山 ^(*) 、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機 ^(**) 操縦 ^(***) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(***) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (**2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (**3)職務として操縦する場合は含みません。 (**4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

なお、上記「補償対象外となる職業」のうちオートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)の方で、当該職業に従事中のケガの補償をご希望される場合は、所属の青色申告会にご照会ください。